

平成29年度 事業計画

すまいづくりまちづくりセンター連合会（以下、「センター連合会」という）は、以下の事業に積極的に取り組む。

1. 居住者、住宅・建築関係事業者等に対する普及・啓発・情報提供事業

(1) 居住者や住宅・建築関係事業者等に地域住宅情報等を提供する。また、すまいづくりまちづくりに関する最新のニュースや行政情報等の発信など、センター連合会のホームページを活用して、情報提供サービスの充実を図る。

各地域のすまいづくりまちづくりセンター（以下、「地域センター」という）の業務内容・活動状況等をセンター連合会のホームページを活用し、情報提供する。また、全国公益法人等が連携してホームページ上で情報提供する「住まいの情報発信局」に引き続き参加し、最新情報を提供する。

住宅・建築物による居住環境、まちなみ、景観形成に資する活動を支援・推進するため、「住まい・まちづくり総合データベース」を管理・運営し、最新情報を提供する

国と連携し「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅」に係る新たな情報提供システムを作成するとともに管理、運営を行う。

(2) 今日的な課題である防災・環境対策や高齢化対策等のテーマについて、全国公益法人、地域センター等と連携して、居住者、住宅・建築関係事業者等に対する情報発信を行う。

(3) 地域の住宅・建築活動と国の支援事業との結節点として、地域型住宅グリーン化、長期優良住宅化リフォーム推進、東日本大震災復興関連事業円滑化支援及び建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業(旧事業名：建築確認円滑化支援事業)を推進する。

(4) 「住まいのまちなみコンクール」等、国や公益団体と連携して優れたまちなみ景観の普及啓発のための支援事業を実施する。

(5) 空き家対策推進に係る地方公共団体等の協議の場の設置・運営を行う「先駆的空き家対策モデル事業」を実施する。

2. 地域センターが行う事業に対する支援事業

(1) 地域センターによるセミナー・講習会の企画立案に係る支援として、全国各地の地域センターが実施したセミナー・講習会等の開催事例や講師情報等を作成し、センター連合会ホームページ上で社員・情報会員に情報提供する。

(2) センター連合会が実施する国庫補助事業等に関連する地域センターの業務について、効率的かつ円滑に推進できるよう情報提供などの支援を行う。

3. 地域センター相互間の情報交換、交流等事業

- (1) 「すまいづくりまちづくり情報交流会」を開催し、地域センターの事業活動等に対する共通課題等への対応や最新の行政情報等を提供するなど、社員・情報会員相互の情報交流を行う。
- (2) 各地方ブロックにおける社員及び情報会員相互の情報交換等を行う「ブロック情報交換会」について、センター連合会ホームページ上に活動報告を掲載するなど、ブロック内の連携・活性化に向けた支援を行う。
- (3) 社員及び情報会員が双方向の情報交換や情報提供が容易にできるように設置した「情報交流コーナー」の積極的な活用を図る。
- (4) センター連合会の活動状況を積極的にPRするなどして、未加入の地域センター等の加入促進を図るとともに、ネットワークの拡充・連携を進める。

4. すまいづくりまちづくりに関する調査研究事業

居住者、住宅・建築関係事業者等に対する情報発信や地域センターが行う事業活動への支援の充実を図り、また、安定した事業運営が可能となるような事業の拡充方策について調査研究を実施する。実施にあたってはセンター連合会と地域センター等が連携して参画可能な業務方法などを検討する。